



# 金沢市公報

号外第12号の3

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	規 則	( 〃 )	11
●規 則		○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	(総務課)	11
○金沢市における公共交通の利用の促進に関する 条例施行規則	(交通政策課) 1	○金沢市衛生事務委任に関する規則等の一部を改 正する規則	(地域保健課)	16
○金沢市における政策会議の設置に関する規則	(行政経営課) 4	○金沢市収入役事務の専決等に関する規則の一部 を改正する規則	(会計課)	18
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正 する規則	( 〃 ) 4	○金沢市公印規則の一部を改正する規則	(文書法制課)	19
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関す				

## 規 則

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第12号

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例（平成19年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域交通協定)

第2条 条例第12条第1項に規定する自主運営団体（以下単に「自主運営団体」という。）は、同条第4項の規定により市長と地域交通に関する協定（以下「地域交通協定」という。）を締結しようとするときは、地域交通協定締結申出書（様式第1号）に、地域交通計画書（様式第2号）を添付して、市長に申し出なければならない。

第3条 市長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、当該申出に係る地域交通計画書の内容が適当であると認めるときは、地域交通協定書（様式第3号）により、当該自主運営団体と地域交通協定を締結するものとする。

第4条 前2条の規定は、自主運営団体が地域交通協定を変更しようとする場合について準用する。

(公共交通利用促進協定)

第5条 条例第13条第2項の規定による公共交通利用促進協定の認定を受けようとする者は、公共交通利用促進協定認定申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 条例第13条第1項の規定による公共交通の利用の促進及び利便性の向上のための協定書の写し
- (2) 前号に規定する協定書の内容の詳細を記載した書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該内容が公共交通の利用の促進に寄与すると認めるときは、公共交通利用促進協定認定書（様式第5号）を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

地域交通協定締結申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

団体の代表者 団体名

住 所

氏 名

㊟

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例第12条第1項の規定により策定した地域交通計画について、同条第4項の規定により金沢市長と地域交通に関する協定を締結したいので、地域交通計画書を添えて申し出ます。

様式第2号 (第2条関係)

地域交通計画書

地域交通計画の名称	
地域交通計画の策定の理由	
地域交通計画の対象となる交通手段	
当該交通手段の運行の経路、計画、経費その他の運行に関する事項	
その他当該地域において交通手段を確保するために必要な事項	

様式第3号(第3条関係)

地域交通協定書

と金沢市長とは、当該自主運営団体が策定した「  
地域交通計画」に基づき、  
当該 地域における交通手段の確保を図るため、金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例第12条第  
4項の規定により、次のとおり地域交通協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定の区域
- 4 協定に係る地域交通計画の内容 別紙「地域交通計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

団体の代表者 団体名  
住 所  
氏 名 ⑩  
金 沢 市 長 ⑩

様式第4号(第5条関係)

公共交通利用促進協定認定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

公共交通利用促進協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称	
協定の区域	
協定の概要	
協定の有効期間	

備考 法人にあっては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第6条関係)

認定 第 号

公共交通利用促進協定認定書

協定の名称

協定の区域

上記を金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例第13条第2項の規定に基づく公共交通利用促進協定として認定します。

年 月 日

金 沢 市 長 ⑩

金沢市における政策会議の設置に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第13号

金沢市における政策会議の設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の重要施策を審議し、決定するとともに、各部局の総合調整を行うため、政策会議の設置に関し必要な事項を定め、もって市政の円滑かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 前条の目的を達成するため、ものづくり政策会議及び安全安心政策会議(以下「政策会議」という。)を置く。

2 政策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)ものづくり政策会議 ものづくりに関する施策を立案し、及び部局の連携により総合的な推進を図ること。

(2)安全安心政策会議 市民の安全安心を目指し、様々な危機に備えてその対策を講じるとともに、緊急時における情報収集、発信等を行うこと。

(構成等)

第3条 政策会議は、市長の主宰のもとに、次項に定める職員及び事案に係る副市長、局長、部長等により構成する。

2 政策会議の担当は、次のとおりとする。

(1)ものづくり政策会議 都市政策局長

(2)安全安心政策会議 市民局長

3 市長は、必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 政策会議に関する庶務は、次のとおりとする。

(1)ものづくり政策会議 都市政策局企画調整課

(2)安全安心政策会議 市民局防災安全課

(雑則)

第5条 政策会議の運営その他この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第14号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策局	企画課 東京事務所 調査統計室 総合調整課 玉川こども図書館開設準備室 圏域交流課 交通政策課 新幹線建設推進室 情報政策課
文化スポーツ部	国際文化課

を

都市政策局	企画調整課 東京事務所 調査統計室 玉川こども図書館開設準備室 圏域交流課 情報政策課	に、
交通政策部	交通政策課 新幹線建設推進室 歩ける環境推進課	
文化スポーツ部	国際文化課	

	歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室 まちなみ保存課	を
--	----------------------------------	---

	歴史建造物整備課 まちなみ保全室 用水・惣構堀保全室	に、
--	----------------------------------	----

	職員課 職員厚生室	を
--	--------------	---

	職員課	に、
--	-----	----

	工業振興課 ファッション産業振興室	を
--	----------------------	---

	工業振興課 ファッション産業振興室 伝統工芸産業振興室	に、
--	-----------------------------------	----

農林部	農林総務課 中山間地域農業振興室 農林基盤整備課 森づくり推進室 農業センター	を
-----	---	---

農林部	農業総務課 森林再生課 農業センター	に、
-----	--------------------------	----

「保険年金課」を「健康保険課」に、

環境局	環境総務課 施設整備室 戸室新保埋立場	を
環境局	環境総務課 戸室新保埋立場 埋立場建設準備室	に、
都市整備局	都市計画課 地区計画推進室	を
都市整備局	都市計画課 景観政策課	に

改める。

第3条第1項の表企画課の項中「企画課」を「企画調整課」に、

	3 金沢港の整備推進に関する事項 4 政策研究所に関する事項 5 局の所管事務で他課に属しない事項	を
	3 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 4 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 5 金沢港の整備推進に関する事項 6 地方分権の推進に係る調整に関する事項 7 特命事項の調査及び計画に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項	に

改め、同表中

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	を
総合調整課	1 行政各部門における基本的な事業計画及び主要事業の調整及び進行管理に関する事項 2 中心市街地活性化策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 3 地方分権の推進に係る調整に関する事項 4 特命事項の調査及び計画に関する事項	
玉川こども図書館開設準備室	1 玉川こども図書館の開設準備に関する事項	
	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	
玉川こども図書館開設準備室	1 玉川こども図書館の開設準備に関する事項	に

改め、同表交通政策課の項を削り、同条第3項の表中

歴史遺産保存部	1 歴史建造物及び伝統環境に関する事項	を
歴史遺産保存部	1 文化財の保護及び歴史建造物に関する事項	に、

	4 社団法人金沢職人大学校に関する事項	を
用水・惣構堀整備室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	
まちなみ保存課	1 伝統環境の保存育成に関する事項（他課の所管に属するものを除く。） 2 こまちなみの保存育成に関する事項	

	4 社団法人金沢職人大学校に関する事項	に
まちなみ保全室	1 こまちなみの保存育成に関する事項 2 寺社風景の保全に関する事項 3 町家等の保存及び再生に関する事項	
用水・惣構堀保全室	1 用水・惣構堀の保全に係る総合調整、事業計画及び工事の施行に関する事項	

改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の表中「文化施設」を「文化施設等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 交通政策部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等	分掌事務
交通政策部	1 交通政策及び歩ける環境の推進に関する事項
交通政策課	1 総合交通体系に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 駐車場の適正配置に関する事項 4 その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項
新幹線建設推進室	1 北陸新幹線の整備推進に関する事項
歩ける環境推進課	1 歩けるまちづくりの推進に関する事項 2 自転車等駐車場の運営に関する事項 3 交通安全の啓発及び指導に関する事項

第4条の表中

	10 金沢市職員センターに関する事項 11 その他人事管理に関する事項	を
職員厚生室	1 職員の福利厚生に関する事項 2 職員の健康管理に関する事項 3 職員の共済組合に関する事項 4 職員の退職年金等に関する事項 5 職員の健康保険組合に関する事項 6 職員の互助会に関する事項	

	10 職員の健康管理に関する事項 11 職員の退職年金等に関する事項 12 職員の互助会に関する事項 13 その他人事管理及び職員の福利厚生に関する事項	に、
--	---	----

	7 指定管理者制度に関する事項	を
--	-----------------	---

	7 民間活力の導入検討に関する事項	に
--	-------------------	---

改める。

## 第5条第1項の表中

ファッション産業振興室	1 ファッション産業の振興に関する事項 2 伝統工芸産業の振興に関する事項	を
ファッション産業振興室	1 ファッション産業の振興に関する事項	
伝統工芸産業振興室	1 伝統工芸産業の振興に関する事項	に

## 改め、同条第2項の表中

農林総務課	1 農林水産行政の企画及び調整に関する事項 2 農林水産業の事業計画及び振興に関する事項 3 地籍調査事業に関する事項 4 放牧場及び食肉流通センターに関する事項 5 市営競馬事業に関する事項	を
中山間地域農業振興室	1 中山間地域農業の振興に関する事項 2 金沢湯涌みどりの里に関する事項	
農林基盤整備課	1 農地及び林地の整備に関する事項 2 土地改良施設及び林業施設の整備及び維持管理に関する事項 3 農村環境整備に関する事項 4 農村下水道事業に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 農地、林地、土地改良施設及び林業施設の災害の復旧に関する事項	
森づくり推進室	1 森づくり施策の推進に関する事項 2 市営造林に関する事項 3 森林の利用促進に関する事項 4 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項	
農業総務課	1 農業及び水産行政の企画及び調整に関する事項 2 農業及び水産業の事業計画及び振興に関する事項 3 米生産調整推進対策に関する事項 4 土地改良事業及び農村環境整備に関する事項 5 地籍調査事業に関する事項 6 金沢湯涌みどりの里に関する事項 7 放牧場及び食肉流通センターに関する事項 8 市営競馬事業に関する事項 9 農村下水道事業に関する事項 10 農地及び土地改良施設の災害の復旧に関する事項	に、
森林再生課	1 森林再生施策の企画及び推進に関する事項 2 市営造林に関する事項 3 森林害虫及び有害鳥獣の駆除等に関する事項 4 林業施設の整備及び維持管理に関する事項 5 治山及び海岸砂防に関する事項 6 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項	



	3 農業の担い手育成に関する事項	を
	4 米生産調整推進対策に関する事項	
	5 市民の農林業に対する理解向上に関する事項	
	6 施設の維持管理に関する事項	

	3 農業大学校の運営に関する事項	に
	4 農林産物の加工及び流通に関する事項	
	5 施設の維持管理に関する事項	

改める。

第6条の表防災安全課の項第1号キを削り、同表市民課の項第12号カ中「、国民年金」を削り、同号を同項第13号とし、同項中第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 国民年金に関する事項

第6条の表保険年金課の項中「保険年金課」を「健康保険課」に改め、

	9 国民年金の届出等の受付に関する事項	を
	10 国民年金相談に関する事項	
	11 特定障害者に対する特別障害給付金の受付に関する事項	
	12 その他国民健康保険及び国民年金に関する事項	

	9 後期高齢者医療制度の施行準備に関する事項	に
	10 その他健康保険に関する事項	

改める。

第8条の表中

施設整備室	1 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関する事項	を
戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項	
	2 廃棄物の埋立処分に関する事項	
	3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	

戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項	に
	2 廃棄物の埋立処分に関する事項	
	3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
埋立場建設準備室	1 新廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項	

改め、同表施設管理課の項に次の1号を加える。

4 西部クリーンセンター新工場の整備計画及び建設に関する事項

第9条第1項の表都市計画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 地区計画に関する事項

第9条第1項の表都市計画課の項第9号から第13号までを次のように改める。

9 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項

10 大規模開発の調整に関する事項

11 国土利用計画に関する事項

12 公有地の拡大の推進に関する事項

13 ラブホテル等の建築の規制に関する事項

第9条第1項の表中

地区計画推進室	1 地区計画に関する事項 2 市民参画によるまちづくりの推進に関する事項 3 大規模開発の調整に関する事項 4 国土利用計画に関する事項 5 公有地の拡大の推進に関する事項 6 モーター類似施設の設置の規制に関する事項	を
景観政策課	1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項 2 景観の保存育成及び創出に関する事項 3 景観形成に係る意識の高揚に関する事項 4 風致地区の保存育成に関する事項 5 屋外広告物の表示の許可等に関する事項 6 電線類地中化事業の企画立案に関する事項	に

改め、同条第2項の表中

生活道路室	9 電線類地中化事業に係る総合調整及び事業計画に関する事項 1 法定外道路(内水整備課及び農林基盤整備課が所管するものを除く。)の維持管理に関する事項	を
-------	--	---

生活道路室	9 電線類地中化事業に係る調整に関する事項 1 法定外道路(内水整備課及び農業総務課が所管するものを除く。)の維持管理に関する事項	に、
-------	--	----

営繕課	1 市有建築物の営繕に関する事項(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の規定に基づき他課に属するもの及び技術職員が配属されている部局を除く。次号及び第3号において同じ。)	を
-----	--	---

営繕課	1 市有建築物の営繕に関する事項(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の規定に基づき他課に属するもの及び技師が配属されている部局を除く。次号及び第3号において同じ。)	に、
-----	--	----

設計技術室	1 技術職員の技術向上に係る企画及び立案に関する事項	を
-------	----------------------------	---

設計技術室	1 技師の技術向上に係る企画及び立案に関する事項	に
-------	--------------------------	---

改め、同条第3項の表中

	3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項	を
--	------------------------	---

	3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項 4 瑞樹団地に関する事項	に、
--	--	----

	5 特定公共賃貸住宅に関する事項 6 瑞樹団地に関する事項	を
--	----------------------------------	---

	5 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項	に、
--	-------------------------------	----

「 | | | 10 住宅金融公庫からの受託業務に関する事項 |」を  
「 | | | 10 住宅金融支援機構からの受託業務に関する事項 |」に

改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員健康管理規則の一部改正)

第1条 金沢市職員健康管理規則(昭和30年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号を次のように改める。

(8) 職員課長

第9条第2項中「職員課職員厚生室」を「職員課」に改める。

第5号様式の2中「職員厚生室長」を「職員課長」に改める。

(金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正)

第2条 金沢市職員安全衛生委員会規則(昭和50年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「総務局職員課職員厚生室」を「総務局職員課」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第3条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林総務課長」を「農業総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第16号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「金沢市収入役補助組織及び分掌事務規則」を「金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則」に改める。

第3条中「助役」を「副市長」に改める。

第5条第1項から第3項までの規定中「助役」を「副市長」に改め、同条第4項中「所管次長を置く局にあっては所管次長、」及び「及び所管次長」を削り、同条第5項中「所管次長を置く局にあっては所管次長、」を削り、「総括施設長」を「、総括施設長」に改める。

第9条の見出し中「助役等」を「副市長等」に改め、同条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

第10条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附則第2項中「市営住宅課」を「住宅政策課」に、「助役」を「副市長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表中「助役」を「副市長」に改め、同組織及び人事管理の表第11号の項中

「職員課(職員厚生室を含む)」を「職員課」に改め、同組織及び人事管理の表の備考第4項中「、都市政策局(文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。)&及び産業局(農林部を除く。)&にあっては所管次長と」を削り、同表事務の

執行の表中「助役」を「副市長」に改め、同事務の執行の表の備考第1項中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削り、同表財産管理の表中「助役」を「副市長」に改め、同財産管理の表の備考中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削り、同表契約アの表中「助役」を「副市長」に改め、同アの表の備考中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削り、同契約イの表中「助役」を「副市長」に改め、同イの表の備考第4項中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削り、「こども総合相談センター」を「こども総合相談センター」に改め、同表支出アの表中「助役」を「副市長」に改め、同アの表の備考第3項の表中「助役」を「副市長」に改め、同備考第5項中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削り、同表収入の表の備考第2項中「、都市政策局（文化スポーツ部及び歴史遺産保存部を除く。）及び産業局（農林部を除く。）にあつては所管次長と」を削る。

別表第2都市政策局の表を次のように改める。

### 1 都市政策局

課名	専決事項	専決区分等				
		副市長	所管局長	所管部長	所管課長	合議課
企画調整課	1 各種統計調査の実施及び結果の発表				○	
	2 政策調整会議及び幹部職員会議の開催の決定				○	
情報政策課	1 電算適用業務の選定		○		○ (軽易なもの)	
	2 電算適用業務の処理手順の決定及び変更				○	
交通政策課	1 駐車場法に基づく路外駐車場管理者への是正命令		○			
歩ける環境推進課	1 放置自転車等の処理に関する事項				○	
	2 交通安全の指導及び訓練の実施				○	
	3 神田交通公園の使用許可				○	
国際文化課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整			○		
スポーツ振興課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整			○		
文化財保護課	1 埋蔵文化財センターの使用承認等				○	

摘要 「所管課長」とあるのは、企画調整課の項第1号にあつては、「調査統計室長」と読み替える。

別表第2 総務局の表中「助役」を「副市長」に改め、同総務局の表総務課の項第4号中「助役以上」を「副市長以上」に改め、同総務局の表の摘要を削り、同表産業局の表中「助役」を「副市長」に、「農林総務課」を「農業総務課」に、

	8 競馬開催に係る各種の届出及び報告			○		
農林基盤整備課	1 土地改良施設（県が所有し、市が管理するものに限る。）の目的外使用の許可				○	
	2 法定外公共物（農林基盤整備課の所管するものに限る。）の使用等の許可				○	
	3 森林等の火入れの許可				○	
	4 市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下		財政課（助役以上のもの）

	8 競馬開催に係る各種の届出及び報告			○		
	9 土地改良施設（県が所有し、市が管理するものに限る。）の目的外使用の許可				○	
森林再生課	1 森林等の火入れの許可				○	
	2 市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下		財政課（副市長以上のもの）

改め、同表市民局の表中「助役」を「副市長」に改め、同市民局の表防災安全課の項を削り、同市民局の表中

	8 自動車臨時運行許可			○		
保険年金課	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				○	

健康保 険課	8 自動車臨時運行許可			○	
	9 国民年金保険の被保険者の資格の得喪			○	
	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託			○	

に、

	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付(療養の支給を除く。)の決定			○	
	5 国民年金保険の被保険者の資格の得喪			○	

を

	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付(療養の支給を除く。)の決定			○	
--	--------------------------------------	--	--	---	--

に

改め、同表福祉健康局の表中「助役」を「副市長」に、

	7 結核予防法の規定による指定医療機関の指定			○	
--	------------------------	--	--	---	--

を

	7 結核指定医療機関の指定			○	
--	---------------	--	--	---	--

に

改め、同表環境局の表中「助役」を「副市長」に改め、同表都市整備局の表中「助役」を「副市長」に、

	4 市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割交付の決定		○		
	5 市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割納付及び分割徴収の決定			○	

6	市施行の土地区画整理事業地内の道路の占用の許可（管理を移管したものを除く。）				○	
7	市施行の土地区画整理事業地内における土地の形質の変更及び建築等の許可（代執行に係るものを除く。）				○	
8	市施行の土地区画整理事業に係る換地処分及び仮換地指定				○	
9	屋外広告物の表示の許可等に関する事。				○	
10	石川県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関する事。				○	

を

	4	市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割納付及び分割徴収の決定				○	
景観政策課	1	屋外広告物の表示の許可等に関する事。				○	
	2	石川県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関する事。				○	都市計画課

に

改め、同都市整備局の表住宅政策課の項を削り、同都市整備局の表中

	5	市営住宅入居敷金の充当の承認				○	
--	---	----------------	--	--	--	---	--

を

	5	市営住宅入居敷金の充当の承認				○	
	6	特定優良賃貸住宅等の賃料等の承認		○			

に

改め、同都市整備局の表建築指導課の項第14号中「住宅金融公庫」を「住宅金融支援機構」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第17号

金沢市衛生事務委任に関する規則等の一部を改正する規則

(金沢市衛生事務委任に関する規則の一部改正)

第1条 金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号から第10号までを次のように改める。

(7)から(10)まで 削除

第2条第11号エ中「第18条第1項」の次に「、第5項及び第6項」を加え、同号カ中「第20条第1項」を「第2項並びに第20条第1項及び第6項」に改め、同号キ中「第2項及び第4項」を「第3項、第5項及び第7項」に改め、同号中ツをテとし、チをツとし、タをチとし、同号ソ中「第29条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「措置命令」を「必要な措置」に改め、同ソを同号タとし、同号セ中「第28条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「の措置命令」を削り、同セを同号ソとし、同号ス中「第27条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「の措置命令」を削り、同スを同号セとし、同号シの次に次のように加える。

ス 法第24条の2(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院に係る感染症の患者又はその保護者からの苦情の申出に関すること。

第2条第11号に次のように加える。

ト 法第37条第1項並びに第37条の2第1項及び第3項の規定による医療費の公費負担の適否の決定に関すること。

ナ 法第43条第1項の規定による報告の徴収又は診療録その他の帳簿書類の検査に関すること。

第2条第11号の次に次の1号を加える。

(11)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第20条の3第3項の規定による患者票の交付に関する事項

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第3項中「結核予防法(昭和26年法律第96号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。結核患者に係る医療に関する部分に限る。)」に改め、同備考第9項中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核患者に係る医療に関する部分に限る。)」に改める。

(金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第37条第1項」の次に「及び第37条の2第1項」を加え、「入院医療費公費負担申請書」を「医療費公費負担申請書」に改める。

様式第3号中「第2条各号」を「第5条各号」に改める。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号(第7条関係)

医療費公費負担申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

患者との関係

医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



第37条第1項  
第37条の2第1項  
の規定により申請します。

患者の氏名		性 別	男・女
患者の生年月日	年 月 日	患者の住所	
患者が受けることができる医療給付に係る保険等の種類			

(注) 1 次の書類等を添付してください。

(1) 法第37条第1項に規定する申請の場合

ア 入院勧告等通知書の写し

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の書類

(2) 法第37条の2第1項に規定する申請の場合

ア 当該医療を受けようとする医師の診断書

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエックス線直接撮影写真

2 申請者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略できます。

様式第8号(第8条関係)

緊急時等の医療に係る療養費の公費負担申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

患者との関係

医療費の公費負担を受けたいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の規定により申請します。

患者の氏名		性 別	男・女
患者の生年月日	年 月 日	患者の住所	
支給を受けようとする療養費の額			
患者が受けることができる医療給付に係る保険等の種類			
緊急その他やむを得ない理由			

(注) 1 当該医療に要した費用を証明する書類のほか、次に掲げる書類等を添付してください。

(1) 法第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合の申請のとき。

ア 入院勧告等通知書の写し

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条第2項第2号の書類

(2) 法第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合の申請のとき。

ア 当該医療を受けようとする医師の診断書

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3第2項第2号のエックス線直接撮影写真

2 申請者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略できます。

## 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する第3条の規定による改正前の金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則様式第7号及び様式第8号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市収入役事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市規則第18号

金沢市収入役事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市収入役事務の専決等に関する規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則

第1条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第2条第1号及び第2号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4号中「収入役若しくは」を「会計管理者若しくは」に、「収入役又は」を「会計管理者又は」に、「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第3条中「副収入役及び」を削る。

第4条第1項を次のように改める。

会計管理者が不在のとき、又は会計管理者が欠けたときは、会計課長がその事務を代決する。

第4条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「とき」の次に「、又は会計課長が欠けたとき」を加え、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

## 1 事務の執行

- (1) 歳計現金の歳入調定の通知並びに歳入歳出外現金、基金及び有価証券の受入通知に関すること。
- (2) 誤払金等の戻入に関すること。
- (3) 資金前渡、概算払、前金払、支出事務の委託等の精算の処理に関すること。
- (4) 口座振替依頼書、保管証書、現金支払通知書及び公金振替書の発行及び交付に関すること。
- (5) 一時借入金に戻出に関すること。
- (6) 税及び税外歳入に係る過誤納金の戻出に関すること。
- (7) 物品（重要物品を除く。）の受入れ、返納、保管転換、交付及び処分依頼に関すること。
- (8) 備品現在高調書、債権現在額調書及び基金現在高調書の受理に関すること。
- (9) 収入及び支出の更正に関すること。
- (10) 領収印の交付に関すること。
- (11) 各種帳簿の整理及び保管に関すること。

## 2 支出命令の審査及び支出負担行為の確認

専決事項	専決区分	備考
1 報酬	◎	
2 給料	◎	
3 職員手当等	◎	退職手当を除く。
4 共済費	◎	
5 災害補償費	◎	
6 恩給及び退職年金	◎	
7 賃金	◎	
8 報償費	○	弔慰金を除く。
9 旅費	◎	長期講習旅費、外国旅費及び移転料を伴うものを除く。

10	交際費		◎	
11	需用費	事務連絡費	○	
		食糧費	◎	
		修繕料	○	
		その他の需用費	○	外国旅行に係る出席者負担金を除く。 資金前渡に係る学校校費並びに医薬材料費、薬品費及び経営的な光熱水費は、会計課長専決とする。
12	役務費		○	診療報酬審査支払手数料は、会計課長専決とする。
13	委託料		○	診療報酬審査支払委託料は、会計課長専決とする。
14	使用料及び賃借料		○	
15	工事請負費		○	
16	原材料費		○	
17	公有財産購入費		○	
18	備品購入費		◎	重要物品を除く。
19	負担金、補助及び交付金	補助金		法令等に基づくもので1交付先の交付金額が300万円以下のものは、会計課長専決とする。ただし、公営企業特別会計に対するものを除く。
		負担金（工事負担金を除く。） 交付金	○	医療費、施設の共益費及び人件費に係るもの並びに法令等に基づくものは、会計課長専決とする。ただし、公営企業特別会計に対するものを除く。
		工事負担金	○	法令等に基づくものは、会計課長専決とする。
20	扶助費		◎	
21	貸付金		○	法令等に基づくものは、会計課長専決とする。ただし、公営企業特別会計に対するものを除く。
22	補償、補填及び賠償金		○	賠償金を除く。
23	償還金、利子及び割引料		◎	
27	公課費		◎	
28	繰出金		◎	
<p>摘要</p> <p>1 専決区分欄の○印は、備考欄において特に定めるもののほか、2,000万円の額を示すものとし、当該額以内の支出命令に係るものについて専決することができるものとする。ただし、事務連絡費にあっては10万円、修繕料、工事請負費及び工事負担金にあっては4,000万円の額を示すものとする。</p> <p>2 専決区分欄の◎印は、金額にかかわらず専決することができるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、歳入歳出外現金及び基金に係る事務の専決について準用する。</p>				

公営企業予算の区分については、この表に準ずる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表エの表登記事務用市長印の項中「保険年金課長」を「健康保険課長」に改め、同エの表戸籍用並びに埋火葬

及び自動車臨時運行許可市長印の項中

戸籍用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印	方21	てん書	戸籍に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証
-------------------------	-----	-----	--

を

戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印	方21	てん書	戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証
----------------------------------	-----	-----	--

に改め、同エの表証明用市長印の項中

「

都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	1
道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1

を

「

都市計画街路の境界証明に関する文書	都市計画課長	1
道路の境界証明、車道の幅員証明及び公共測量の測量成果又は測量記録の謄抄本の証明に関する文書	道路管理課長	1

に

改め、同エの表国民健康保険事務用市長印1号の項から国民健康保険事務用市長印3号の項までの規定中「保険年金課長」を「健康保険課長」に改め、同エの表国民年金事務用市長印の項中「保険年金課長」を「市民課長」に改め、同エの表屋外広告物事務用市長印の項中「都市計画課長」を「景観政策課長」に改め、同エの表住宅金融公庫貸付審査事務用市長印の項中

「

住宅金融公庫貸付審査事務用市長印	方12	てん書	住宅金融公庫の貸付審査に関する文書
------------------	-----	-----	-------------------

を

「

住宅金融支援機構貸付審査事務用市長印	方12	てん書	住宅金融支援機構の貸付審査に関する文書
--------------------	-----	-----	---------------------

に改

め、同表オの表登記事務用市長職務代理者印の項中「保険年金課長」を「健康保険課長」に改め、同オの表戸籍用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印の項中

戸籍用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印	方21	てん書	市長職務代理者名をもってする戸籍に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証	を	戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印	方21	てん書	市長職務代理者名をもってする戸籍及び住民基本台帳に関する文書並びに外国人登録原票、外国人登録証明書、死体埋火葬許可証、火葬炉の使用に関する文書及び自動車臨時運行許可証	に
------------------------------	-----	-----	---	---	---------------------------------------	-----	-----	---	---

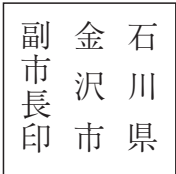
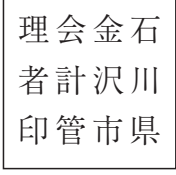

改め、同オの表証明用市長職務代理者印の項中

			市長職務代理者名をもってする都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	1	を
			市長職務代理者名をもってする道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1	
			市長職務代理者名をもってする都市計画街路の境界証明に関する文書	都市計画課長	1	に
			市長職務代理者名をもってする道路の境界証明、車道の幅員証明及び公共測量の測量成果又は測量記録の謄抄本の証明に関する文書	道路管理課長	1	

改め、同オの表国民健康保険事務用市長職務代理者印1号の項から国民健康保険事務用市長職務代理者印3号の項までの規定中「保険年金課長」を「健康保険課長」に改め、同オの表国民年金事務用市長職務代理者印の項中「保険年金課長」を「市民課長」に改め、同オの表屋外広告物事務用市長職務代理者印の項中「都市計画課長」を「景観政策課長」に改め、同オの表住宅金融公庫貸付審査事務用市長職務代理者印の項中

住宅金融公庫貸付審査事務用市長職務代理者印	方12	てん書	市長職務代理者名をもってする住宅金融公庫の貸付審査に関する文書	を	住宅金融支援機構貸付審査事務用市長職務代理者印	方12	てん書	市長職務代理者名をもってする住宅金融支援機構の貸付審査に関する文書	に
-----------------------	-----	-----	---------------------------------	---	-------------------------	-----	-----	-----------------------------------	---

改め、同表カの表助役印の項から収入役印2号の項までを次のように改める。

副市長印	方20	てん書	副市長名をもってする文書	文書法制課長	1	
会計管理者印1号	方20	てん書	小切手その他の有価証券	会計管理者	1	
会計管理者印2号	外円型20 内円型12	れい書	口座振替依頼書、保管証書その他の会計管理者名をもってする文書	会計課長	1	

別表カの表収入役職務代理者印の項を削り、同カの表市営競馬開催執務委員長印の項中「農林総務課長」を「農業総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)3月30日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)